

ご質問は、A：全体、B：公募要領、C：契約等の手続き、D：その他で区分しています。

表中の掲載箇所に「★」マークを付している項目は、提案を作成する際、特に注意していただきたい箇所。

更新日：令和5年6月16日

A：全体に関するご質問

掲載箇所	掲載日	質問	回答	質問No.
-	5月26日	公募資料に関する質問をメールで行った際、回答はHP上で公開されるのか、個別に問い合わせ者に回答されるのか。HP上に公開される場合は匿名か。	頂いたご質問の回答は、ご質問者に回答した後に、土木研究所のウェブページ上で質問及び回答を公開いたします。ただし、ご質問者が特定されるような表現については、特定されない形に修正した上で掲載いたします。	A-01
-	5月26日	他に追加の説明会などは予定されておりますでしょうか。	説明会の追加開催は予定しておりませんが、説明会の動画、および当日の質問に対する回答については、後日、土木研究所のウェブページに掲載する予定です。	A-02
-	6月5日	公募内容等について質問する際は、指定の様式はあるのか。	様式は定めておりません。質問事項については、任意の様式にて問い合わせ先までご連絡ください。	A-03

B：公募要領に関するご質問

掲載箇所	掲載日	質問	回答	質問No.
公募要領 P12	5月26日	一番上の行の()の中 国家・都市・地域づくりは国土・都市・地域づくりの間違いとします。	ご指摘のP12の「図表-4 サブ課題間の関係性」については、戦略及び計画のP30（図 III-2. 研究開発等の全体像（案））を参考としています。今後、内閣府において戦略及び計画を改定するタイミングで修正させていただきます。	B012-01
公募要領 P26	6月9日	ステージゲートの際、特定できるユーザーが必要とのことだが、ここでいうユーザーは研究開発チームの人間でもよいのでしょうか。	ユーザーの巻き込みについては、「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）マネジメントガイドライン（令和4年12月23日・内閣府術・イノベーション推進事務局）」 ( <a href="https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/pdf/20230201_betten3.pdf">https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/pdf/20230201_betten3.pdf</a> ) の中で記載されているとおり、研究開発チームに参加していることのみだけでなく、ユーザー企業等を特定した上で、実用化・事業化に向けた道筋を付け、SIP後も引き継がれる必要があるという趣旨を踏まえて記載されたものです。	B026-01
公募要領 P26	6月16日	公募要領26ページ目の【次期SIPにおける予算配分のイメージ】内に「基礎予算は原則、事前評価で決定し、中間評価まで同額を配分し、」と記載がありますが、1年目の項目でほぼ決定する基礎予算の中には2年目以降には発生しない項目が含まれていても良いのでしょうか？例えば、1年目と2年目の予算総額はほぼ同じで計画しているが、1年目には調査計画費用が含まれていて、2年目以降は調査計画費用は含まれない代わりに検証や購入費用の割合が増える、など。	公募要領P26～の「次期SIPにおける予算配分のイメージ」については、「スマートインフラマネジメントシステムの構築」の全体予算についての記述となります。サブ課題に係る予算については、公募要領P46に記載のとおり「毎年度のサブ課題の研究開発費は戦略及び計画に基づくとともに、研究開発の進捗や年度末評価の結果、毎年度の予算規模等を踏まえ、PDが毎年度個別に決定します。」となっております。 なお、1年目と2年目で研究開発に係る項目あるいはその金額の内訳が変わっても何ら問題ございません。	B026-02
公募要領 P32	5月26日	研究開発の最終目的の欄の下から1行目～3行目 デジタルツインが活用・運用され、持続可能まではわかりませんが、サブ課題Cで魅力ある国土・都市・地域づくりが進んだ社会を目指すのは広すぎるような気がします。社会の前に限定する言葉があるのではと思います。	「魅力ある国土・都市・地域づくりが進んだ社会を目指す」という表現を含む研究開発の最終目的（アウトカム）については、サブ課題Cだけで達成するわけではなく、その他の関連するサブ課題の成果も併せて達成するものとしています。戦略及び計画のP12（図 II-3 ロジックツリー）を参照ください。なお、最終目的（アウトカム）については、SIPⅢ期（実施期間：5年間）終了時点ではなく、将来的な姿として記載しています。	B032-01
公募要領 P33	5月26日	「応募時において連携体制などの確立が行われていることが望ましいです。」とあります。上2行については必要ありませんとしていますので、この場合の連携体制は何を指すかをお教えてください。	ご指摘の「連携体制」（P33の下から1行目）は、P33の下から3行目の「連携体制」と同じものを指しております。	B033-01
公募要領 P37～40	5月26日	最近では「地域づくり」は一般にソフトを指します。インフラを含めば「まちづくり」が適切かもしれません。どこかに定義を入れた方がいいかもしれません。	各サブ課題の内容につきましては、戦略及び計画のP16～P18の「II 4.SIPでの取組（サブ課題）」を参照ください。今後改定するタイミングで参考とさせていただきます。	B037-01

掲載箇所	掲載日	質問	回答	質問No.
公募要領 P41	6月9日	社会実装に向けたグランドデザインの明示や研究開発チームへの指導内容についてご教示願いたい。	公募説明会資料P9に記載しておりますように、「SIP第3期では、社会実装に向けた戦略として、技術だけでなく、制度、事業、社会的受容性、人材の5つの視点から必要な取組を抽出するとともに、各視点の成熟度レベルを用いてロードマップを作成し、府省連携、産学官連携により、課題を推進。」とすることとなっております。同資料に「プログラムディレクター（PD）のもとで、府省連携・産学官連携により、5つの視点（技術、制度、事業、社会的受容性、人材）から必要な取組を推進。5つの視点の取組を測る指標として、TRL（技術成熟度レベル）に加え、新たにBRL（事業～）、GRL（制度～）、SRL（社会的受容性～）、HRL（人材～）を導入。」と説明しております。 具体的な体制につきましては、公募要領P41の図表にあるとおり、SIP第三期から研究推進法人にPM（プロジェクトマネージャー）を新たに配置し、ガバニングボードやプログラム統括チームといった3つの体制で全体をマネジメントいたします。さらに社会実装については、関係省庁、自治体、産業界等との連携が必要な中で、推進委員会や運営委員会、プログラム会議等の会議を開催するなど、この体制で研究開発を進めていただく体制を想定しています。	B041-01
公募要領 P42～44	6月5日	社会実装に向けた5つの視点のうち、「技術」に関しては、研究開発責任者が担当することになり、その他の視点に関しては、社会実装担当者が担当することになると認識しているが、社会実装担当者となる者に要件はあるのでしょうか。また、外部の人間でもよいのでしょうか。	「技術開発」のみならず、研究開発責任者が全体を統括することになります。社会実装担当者の要件としては特段設けておりません。また、外部の方を社会実装担当者として雇用頂き、直接人件費として計上いただくことも可能です。	B042-01
公募要領 P43～44	6月5日	連絡・調整等担当者は研究開発機関・共同研究開発機関とは独立した形で設けてもよいのでしょうか。また、その場合、連絡・調整等担当者は個別に土研と契約を行うのでしょうか。	連絡・調整等担当者は、研究開発機関・共同研究開発機関内部の者でも構いませんし、独立した形で設けても構いません。ただし、連絡・調整等担当者と土研が直接契約を行うことは想定していませんので、研究開発機関・共同研究開発機関で雇用頂き、直接人件費として計上いただくか、あるいは外注費として計上いただく必要があります。	B043-01
公募要領 P43	6月9日	共同研究機関でも社会実装担当者を挙げるように記載されておりますが、チームで一人いればよいのでしょうか？ 共同研究機関に数人しか参加メンバーがない場合、社会実装担当者を選定するのは難しいです。	共同研究機関においても社会実装担当者を設定ください。なお、主たる共同研究者が社会実装担当者を兼ねることは可能です。	B043-02
公募要領 P43	6月9日	公募要領の42ページ以降および48ページに、「社会実装担当者」とともに「課題間連携担当者」「連絡・調整等担当者」の説明と要件として明確にすること・設定することとされています。 個別提案にて参加する場合、ある特定の研究開発テーマに対して複数の研究機関が集まるものであり、包括提案の体制とは大きく異なります。そのため、上記全ての担当者を設ける必要性は高くなく、かつ、個別企業においてその体制を提示することは難しいと考えます。様式2-3の記入例のとおり、最低限「社会実装担当者」を明示することでよいのでしょうか？	個別提案であっても、研究開発機関・各共同研究開発機関に課題間連携担当者を設定ください。なお、主たる共同研究者が課題間連携担当者を兼ねることは可能です。 同様に、個別提案であっても、連絡・調整等担当者を設定ください。なお、主たる共同研究者が連絡・調整等担当者を兼ねることは可能です。	B043-03
公募要領 P43	6月16日	社会実装担当者などは複数名でもよいのでしょうか。また、その場合は会議には1名出席すればよろしいのでしょうか。	社会実装担当者は複数名設定頂いても問題ございません。会議体への参加については、複数名設定された社会実装担当者の役割の分担などにもよるため、一概にはお答えが困難です。	B043-04
公募要領 P43	6月16日	「社会実装責任者」について、 ・1応募について1機関から2名以上を候補としてあげてよろしいか。 ・1名が複数の応募に候補としてあげてよろしいか？ (たとえば、から同一人物が a-1、a-2、b-2、D包括、E-2包括など複数の応募枠に応募する場合、その様式に社会実装責任者として名をあげてよろしいか)	社会実装担当者について、1つの機関より複数名設定頂いても問題ございません。 また、同一人物が複数の研究開発テーマの社会実装担当者を担うことも可能です。	B043-05
公募要領 P43	6月16日	共同研究開発機関は、翌年度以降に、研究の進捗にあわせて追加や変更することは可能でしょうか。	研究開発体制の見直しについては、調整の手続きは必要となりますが、最終的にPDの判断により認めることもあります。	B043-06

掲載箇所	掲載日	質問	回答	質問No.
公募要領 P44	6月9日	研究開発チームを編成する場合、公募するのは内容を取りまとめたうえで研究開発機関だけで行えばよろしいのでしょうか？それとも共同研究開発機関も別途公募する必要があるのでしょうか？	研究開発責任者が共同研究機関の内容も含めてとりまとめ、一つの提案として研究開発責任者がe-Radにより応募してください。	B044-01
公募要領 P44	6月9日	サブ課題によっては、数十の企業・団体を取りまとめて事業を推進する必要がある中で、すべての企業・団体を共同研究開発機関として、それぞれが研究調書を作成する場合、サブ課題としての全体像が見えづらく、調整・コントロールも極めて難しくなると考えます。研究開発を効率的・効果的に推進する目的で、サブ課題の中で、ある程度の研究開発テーマごとに、共同研究開発機関が統括・リードし、そのテーマにぶらさがる企業・団体は共同研究開発機関から再委託の形式を取りたいと思いますが、このような提案は認められますでしょうか。	研究開発要素が含まれる場合は再委託となり、研究の一部（「主たる部分」を除く）を第三者に再委託させようとする場合は、委託研究開発事務処理説明書に基づき、所定の続きを行う必要があります。応募時点で再委託の可否は判断できませんので、ご理解・ご承知の上でご応募ください。なお、委託研究開発事務処理説明書では、「再委託については原則禁止しておりますが、再委託の理由（やむを得ない事情）及び内容を研究機関が作成する研究開発実施計画書と確認の上、発注者（土研）が本研究の実施上特に必要であると判断した場合には、本委託研究契約の一部（主たる部分を除く）について第三者への再委託を承認する場合があります」と定めています。詳細は、委託研究開発事務処理説明書をご確認ください。	B044-02
公募要領 P45	6月5日	研究開発費の規模・採択予定件数の表についてです。 C:地方自治体等のヒューマンリソースの戦略的活用の2023年度の研究開発費は100百万円程度になっています。採択予定件数は2件とあります。 研究開発費が2件の総額であれば、1件当たりの研究開発費は50百万円程度になります。研究開発費が1件当たりとすると研究開発費は1件当たり100百万円程度となります。 研究開発資金計画を作成するのに必要ですので、どちらかをお教えください。	公募要領P45の2023年度の研究開発費は、サブ課題全体の金額です。	B045-01
公募要領 P45	6月5日	個別提案については、5つの視点のうち、どれか1つに特化した形で提案すべきか、5つの項目それぞれについて提案すべきでしょうか。	包括提案、個別提案に関わらず、求める実施上の要件は同じものとなります。	B045-02
公募要領 P45～P46	6月5日	個別提案の場合、包括提案に加わることが要件とされています。したがって、個別提案の場合においては、提案書に記載する研究開発責任者については、最終的には共同研究開発機関の主たる共同研究者と位置づけられると理解すればよいでしょうか？	ご質問のとおり、個別提案の場合、包括提案に加わることが要件となりますので、採択後は包括提案の研究開発責任者の指揮の下、共同研究開発機関の主たる共同研究者と位置づけられます。ただし、包括提案での採択がなく個別提案のみであった場合には、公募審査会の判断で個別提案を複数組み合わせる場合とみなし、その個別提案の一つから研究開発責任者を選定して複数の個別提案を採択する場合があります（公募要領のP46）。	B045-03
公募要領 P47 (公募説明会資料 P49、50)	6月9日	公募説明会資料のP49、P50に記載の「研究開発機関」について、お伺いしたいです。 「研究開発機関」は、民間の企業でも問題ございませんでしょうか。あるいは、大学や行政の研究機関である必要がございますでしょうか。何かしら制約があればお知らせいただきたいです。	公募要領のP47～49に「応募の要件について」と記載しておりますので、要件を満たしている者は、応募可能です。	B047-01
公募要領 P49	6月5日	個別提案の場合、面接審査は行わないのでしょうか。	提案方式の違い（包括提案か個別提案か）によって、審査の流れが変わることはありませんので、個別提案も面接審査があります。	B049-01
公募要領 P49	6月9日	書類審査で通過した場合、面接審査があるかと思いますが、こちらの面接は研究開発機関担当者のみでしょうか、それとも共同研究開発機関担当者も出席するのでしょうか。また、面接は研究開発機関と共同研究開発機関一緒に行うのでしょうか？それとも個別に行うのでしょうか？	面接審査につきましては公募審査会にて決定します。決定後、詳細は該当者にご連絡いたします。	B044-02
公募要領 P49	6月9日	面接審査において、研究開発責任者の参加は必須と理解しています。この審査の中で研究開発テーマの内容を説明することが求められている場合、研究開発テーマそのものが異なる他分野に関わるものであるため、全ての内容を研究開発責任者のみが完全に把握しきれず、そのために共同研究機関を構成しています。そのため、面接審査において、研究開発テーマに関する説明が必要とされる際には、共同研究機関から数名の補助者参加を可能と想定したいのですが、問題ないのでしょうか？		B044-03



掲載箇所	掲載日	質問	回答	質問No.
公募要領 P50 様式1	6月5日	評価基準（P50）に「（ク）産学官連携体制が構築され、マッチングファンドなどの民間企業等の積極的な貢献が得られ、…」とありますが、マッチングファンドを組み込んだような提案、あるいは予算を考慮した提案をすべきでしょうか。	公募要領P61(7)にて、「各年度の産業界等からの資金見込み額及びその内容について具体的に記載してください」との記載がありますので、こちらの様式に記載ください。	B050-01
公募要領 P50 様式1	6月9日	マッチングファンドにおける費用は、どのように決まるのでしょうか？ 可能となる年当りの上限予算というものはあるのでしょうか？その際に、SIPの年間予算と別枠と考えてよいのでしょうか？	マッチングファンドは研究開発遂行にあたり、民間からの人的・物的貢献を金銭的に評価したものであり、上限はありません。マッチングファンド制度の趣旨より、マッチングファンドは望ましいことから可能な範囲で提案ください。マッチングファンドの考え方の詳細につきましては、「SIP 第3期におけるマッチングファンドの考え方について（令和4年12月23日ガバニングボード）」 ( <a href="https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/sip_matchingfund.pdf">https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/sip_matchingfund.pdf</a> ) をご覧ください。  なお、ステージゲート（3年目評価）を通過した段階で、マッチングファンド方式が適用された場合は、マッチングファンドの合計は、SIPの研究開発費と同等の金額以上となる必要があります。	B050-02
応募要領 P43、50	6月9日	マッチング率について制限はございますか？	マッチング率について制限はありません。ただし、ステージゲートを通過後に、マッチングファンド方式が適用された場合には、マッチング率は50%となります。詳細につきましては「SIP 第3期におけるマッチングファンドの考え方について（令和4年12月23日ガバニングボード）」 ( <a href="https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/sip_matchingfund.pdf">https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/sip_matchingfund.pdf</a> ) をご覧ください。	B050-03
応募要領 P50	6月9日	主たる共同研究者の人的費はSIPの予算が充てられないとされています。この人的費を主たる共同研究者の人的費を自社予算とすることで、マッチングファンドとして解釈・処理いただくことは可能ですか？	共同研究者の人的費をマッチングファンドとして計上いただくことは可能です。「SIP 第3期におけるマッチングファンドの考え方について（令和4年12月23日ガバニングボード）」 ( <a href="https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/sip_matchingfund.pdf">https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/sip_matchingfund.pdf</a> ) にの記載されているとおり、マッチングファンドは、民間企業等が自ら負担する、①物品費、②人的費・謝金、③旅費、④その他（当該研究開発を実施するに必要となる直接的経費）に加え、社会実装に向けた民間での取組に関する経費を計上できることとしております。	B050-04
応募要領 P50	6月16日	【SIP 第3期におけるマッチングファンドの考え方について】の1ページ目、(2) bにおいて「なお、中間評価時点で民間企業等からのマッチング率が中間評価時点で既に50%以上のもの、または、研究開発終了後、国及び地方自治体自らが専ら使用するためのシステム等に係る研究開発、は除く。」との記載がありますが、ここで言う50%とは5か年の予算のうち50%ということでしょうか？中間評価が3年経過後（半分以上経過）に実施されることから、5か年のマッチング率を50%にするためには、最初の3か年はマッチング率を低く抑え、残りの2年でマッチング率を上げる必要があると思うのですが、そういうことでしょうか？	ご指摘の箇所は、SIP 第2期におけるマッチングファンド制度の概要を示した箇所です。SIP 第2期では、マッチングファンド方式の適用は、中間評価（3年目）以降であり、4年目と5年目が対象となります。したがって、4年目と5年目の研究開発費を対象として、マッチングファンドの合計がSIPの研究開発費と同等の金額以上となる必要があります。中間評価時点のマッチング率が50%以上の場合は除く、とされておりますが、マッチングファンド方式の適用のために中間評価までの期間のマッチング率を故意に下げてください。必要はございません。  なお、SIP 第3期におけるマッチングファンド制度については、「3. SIP 第3期でのマッチングファンド、および国や地方自治体等の貢献に関する基本的な考え方」、「4. SIP 第3期でのマッチングファンドの具体的な制度設計」をご参照ください。	B050-05
応募要領 P50	6月16日	【SIP 第3期におけるマッチングファンドの考え方について】の1ページ目、(2) a bの要件を満たさない場合、マッチングファンド方式が適用されないことになると思いますが、この場合、SIPの予算が100%投入されるということでしょうか？	ご指摘の箇所は、SIP 第2期におけるマッチングファンド制度の概要を示した箇所です。SIP 第2期では、中間評価でマッチングファンド方式が適用されなかった場合で、4年目以降の研究開発において、民間企業等から負担が全くなかった場合は、SIPの予算しかありませんので、SIP予算で実施することとなります。  なお、SIP 第3期におけるマッチングファンド制度については、「3. SIP 第3期でのマッチングファンド、および国や地方自治体等の貢献に関する基本的な考え方」、「4. SIP 第3期でのマッチングファンドの具体的な制度設計」をご参照ください。	B050-06
公募要領 P59	6月5日	公募要領の59頁に、研究開発費の総額の上限は初年度計上額の5倍までとの記載があるが、初年度は研究機関が半年しかないのでは、5倍では研究開発費が足りなくなるのではないのでしょうか。	初年度の研究開発費規模については、1年間の予算を見込んで計上ください。	B059-01

掲載箇所	掲載日	質問	回答	質問No.
公募要領 P89	6月5日	全14課題において、研究開発責任者の人件費は直接経費から支出できないのでしょうか。	本公募はスマートインフラマネジメントに限っており、他13課題については対象としていません。	B089-01
公募要領 P90	6月5日	間接経費について、直接経費の10～15%が基本と記載があるが、このパーセンテージは各大学や企業が自分たちで決めてよいのでしょうか。	間接経費の割合については研究開発チームにて定めて構いません。	B090-01
公募要領 P90	6月5日	間接経費の用途は電気代に使用してもよいのでしょうか。	間接経費の用途については公募要領P90に定めています（光熱水費については（2）（ウ）または（エ）に該当する場合、手当可能です。）のでご参照ください。	B090-02
公募要領 P92	6月9日	あるサブ課題で共同研究開発機関の主たる共同研究者をつとめるものが、別のサブ課題でも共同研究開発機関として参画し同様に主たる共同研究者をつとめることは認められていますでしょうか。	可能です。 ただし、他の競争的研究費制度等も含め、不合理な重複・過度の集中がある場合の対応については、公募要領P92～「不合理な重複・過度の集中に対する措置」をご参照ください。	B092-01
公募要領 P93	6月5日	①研究提案者が令和5年度に他の制度・研究助成等で1億円以上の資金を受給する予定の場合は、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨に照らして、総合的に採否や予算額等を判断します。複数の制度・助成で合計1億円以上の資金を受給する予定の場合は、これに準じて選考の過程で個別に判断します。」とございますが、SIPでの提案との合算で1億円以上でしょうか？または、SIPの提案を抜いて1億円以上でしょうか？	本提案に係る金額（SIPスマートインフラマネジメントシステムの構築の提案）を除外してお考えください。	B093-01
		②内部で複数の研究者に配分していた場合も、合計額で考える必要がございますでしょうか？	現在受けているあるいは申請中・申請予定の国の競争的研究費制度やその他の研究助成等制度での助成金について、内部で複数の研究者に配分している場合は、そのうち、ご本人が受給している金額が対象額となります。	
		③プロジェクト運営経費も一緒に配分されている場合も、合算する必要がございますでしょうか？	「プロジェクト運営経費」が間接経費を指しているとする、複数の研究者で分担している場合は、総額ではなくご本人が受給している金額のうちの直接経費が対象額となります。（公募要領P79「9. 他制度での助成等の有無」の注釈3）に依ります。）	
様式1	6月9日	申請書内（様式1（8）の表など）で研究開発テーマの記載欄がございます。こちらには公募されている既存のテーマを記載するのでしょうか？それとも各チームで考案したテーマを記載するのでしょうか？今回の申請では各チームが考案した研究開発テーマ（タイトル）は必要ないのでしょうか？	表中のテーマ名は、公募要領で設定している研究開発テーマ名を記載ください。	B様式1-01
様式1	6月16日	研究推進のスケジュールの表に書く研究開発テーマは個別提案の場合記入例にあるようにA-1などのテーマをそのまま書けばよろしいでしょうか。個別提案でA-1などのテーマよりもさらにもっと具体的な研究開発内容を表すようなテーマ名（例えばPFIで書いたようなテーマ名）は特に必要ないあるいはそれを書くような場所（箇所）はないという理解でよろしいでしょうか。	表中のテーマ名は、公募要領で設定している研究開発テーマ名を記載ください。応募書類には、具体的な研究開発内容を表すようなテーマ名は不要です。	B様式1-02
★ 様式2-1～ 2-3	6月9日	各研究開発機関・共同研究開発機関の「研究開発責任者（主たる共同研究者）」・「社会実装担当者」のみ記載すればよいように見受けられるが、「課題間連携担当者」も記載する必要はないか。	「課題間連携担当者」については様式2-1に記載してください。様式2-2～2-3については記載不要です。	B様式2-01
様式2-3	6月16日	「社会実装担当者」、「課題間連携担当者」は「主たる共同研究者」が兼任する場合は担当欄になくてもよろしいのでしょうか。	兼任していることが明確となるよう、様式2-3の「社会実装担当者」の欄に「主たる共同研究者」のご氏名を記述してください。また、様式2-3に「課題間連携担当者」の記載は不要です。	B様式2-04
★ 様式2-1～ 2-3	6月16日	【研究開発の実施体制】 質問No.B043-03において、研究開発期間および各共同研究開発機関に対して「課題間連携担当者」および「連絡・調整等担当者」の設定が必要とされています。さらに、質問No.B様式2-01において、課題間連携担当者は様式2-1に記載し、様式2-2～2-3への記載は不要とされています。 同様に、「連絡・調整等担当者」についても、様式2-1に記載すれば、様式2-2および2-3への記載は不要と考えてよいのでしょうか？	ご質問のとおり、「連絡・調整等担当者」については様式2-1に記載してください。様式2-2～2-3については記載不要です。	B様式2-05

掲載箇所	掲載日	質問	回答	質問No.
様式2-2～ 2-3	6月9日	様式2-2および様式2-3の記入例において、「研究開発参加者の・・・の情報が掲載されたウェブサイト（例：researchmap）のURLを記載してください」とされています。民間企業のメンバーの場合には、通常、researchmapの登録をされている人はいません。主たる研究者のe-Rad登録と合わせて、全ての参加者のresearchmap登録は必須でしょうか？「情報が掲載されたウェブサイトなし」として未記載のままよろしいでしょうか？	researchmapの登録は必須ではありませんので、未登録の方は、様式2-2、2-3の所定の箇所は未記入としてください。	B様式2-02
様式2-4	6月9日	協力機関の要件は定められていますか。大学と連携してSIPの計画にある地域実装にこれまで取り組んでいる地方自治体や建設技術センターを含めてよいかどうかを確認いたします	協力機関の要件は特に定めておりません。	B様式2-03
★ 様式2-3	6月16日	・様式2-2の注釈には「※研究開発参加者のうち、提案時に氏名が確定していない研究員等の場合は、「研究員〇名」といった記述でも結構です」との記載がありますが、これは様式2-3でも同様でしょうか。また、「研究員〇名」との記載をするのは担当の欄でよろしいでしょうか。	様式2-3につきましても、様式2-2同様に、研究開発参加者のうち、提案時に氏名が確定していない研究員等の場合は「研究員〇名」といった記述で結構です。	B様式2-05
	6月16日	同じ研究開発機関（同じ組織）であっても別の機関として、研究開発機関および共同研究開発機関として新たに設けてもよいという理解でよろしいでしょうか。そのときは、実装担当者も選定する必要がありますでしょうか。	同じ組織から研究開発機関と共同研究機関を立てていただくことは可能です。同様に、同じ組織から複数の共同研究機関を立てていただくことも可能です。ただし、この場合は、それぞれの機関ごとに適切な役割等があり、同じ組織であっても別な機関としてチームを構成した方がよい明確な理由があると解釈いたしました。別な組織と見なしますので、それぞれの機関ごとに公募要領で必要としている体制等を構築してください。	B様式2-06
	6月16日	同じ大学の複数の研究室を共同研究機関にそれぞれ登録することは可能でしょうか。なお、大学院や研究テーマは別の内容になっております。例： 共同研究機関（1） 〇〇大学 大学院〇〇情報研究科 〇〇研究室 研究テーマ ロボットの自動化 共同研究機関（2） 〇〇大学 大学院××工学研究科 ××研究室 研究テーマ 施工計画の自動化		B様式2-07
様式2-4	6月16日	2. 2-4. 研究開発実施体制（4）、「研究開発チームへの協力機関」についてですが、ここで協力者として記載した研究者（大学等所属）に、共同研究開発機関の一つから研究協力に必要な物品を提供することは可能でしょうか。同様に、共同研究開発機関の一つから研究協力に必要な調査出張等の費用を提供することは可能でしょうか。	照会にあった経費は、本委託研究に関する助言等を得る上で必要となるものであれば認められると考えます。ただし、その予算執行、管理にあたっては共同研究開発機関の責任において適正に実施ください。	B様式2-08
★ 様式5・6	6月5日	様式5および6ではそれぞれ開発チーム代表者および共同研究チーム代表者の文献リストを記載することになっております。チームによっては、様々な分野を束ねることもあり、必ずしも代表者一人が研究全体を俯瞰する実績を持っているとは限らないと思います。例えば、電気・機械分野、土木分野などが融合したチームで土木分野が研究代表者の場合、その代表者は電気・機械分野の実績を持っていないこともあります。その場合、電気・機械分野の実績がどの程度なのか評価されないこととなります。様式5、6については、それぞれのチームにおいて、研究開発内の各分野を代表する文献を記載してもよいことにできないでしょうか？	主要な分野ごとに主たる研究者を複数立てていただいても構いません。	B様式5・6-01
	6月9日	この研究はチームで行っているため、研究開発責任者、主たる共同研究者の論文業績や特許ではなく、チーム内で保有している論文業績や特許を記載するべきかと思えます。		B様式5・6-02



掲載箇所	掲載日	質問	回答	質問No.
★ 様式6・8	6月16日	提案書の様式6（公募要領76ページ），様式8（公募要領78ページ）について，質問いたします。 主たる共同研究者は，共同研究機関の数だけ指名するようになるかと思いますが，様式6で共同研究者の論文・著書リストを作成する際，共同研究者1名に対し1ページ程度ずつのリストを作成するのか，複数の共同研究者全員で1ページ程度のリストを作成するのか，ご教示いただきたく存じます。 同様に，社会実装担当者も複数指名されますが，1人に対して1ページか，複数人まとめて1ページかをご教示いただきたく存じます。	様式6（主たる共同研究者）については，共同研究者1名に対し1ページ程度で作成ください。同様に，様式8（社会実装担当）についても社会実装者1名に対し1ページ程度で作成ください。	B様式5・6-03
★ 様式8	6月9日	様式8「社会実装担当者の経歴・経験」について、個別提案における共同研究機関それぞれに対して作成および提出が必要となりますか？	様式8（社会実装担当者の経歴・経験）につきましては、機関ごとにご提出ください。	B様式8-01
★ 様式8	6月9日	様式8で記載する社会実装担当者は、応募チームの代表となる社会実装担当者に関して示すことでよいでしょうか？ 共同研究機関として、民間企業の参加にて研究開発体制を組んでいますが、研究のみを行っているわけではない民間企業参加者において、社会実装に関わった経験としてどのような内容を記載すればよいのかがわかりません。		
様式10	6月9日	様式10の「10.ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」について、個別提案における共同研究機関それぞれに対して作成および提出が必要となりますか？	様式10（ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標）については、研究開発機関のみの提出ください。（共同研究開発機関の提出は不要です。）	B様式10-01
様式10	6月9日	様式10（ワークライフバランス）は、研究開発責任者だけでよいか。		B様式10-02
様式11	6月9日	様式11（誓約書）は、協力機関や再委託先（予定）も含めて提出する必要があるか。	様式11（誓約書）は、土木研究所と契約を行う研究開発機関と各共同研究開発機関から提出ください。協力機関及び再委託先は不要です。	B様式11-01
-	6月9日	主たる共同研究者の人的費は自社の技術開発予算を充てること等の制限はございますか？また、その場合、自社予算を充てたことを証する資料の提出は必要でしょうか？	制限はございません。また、主たる共同研究者の人的費として自社予算を充てた場合は、自社予算を充てたことを証する資料を提出頂く必要はございません。	B001
-	6月9日	主たる共同研究者にはSIPの予算が充てられませんが、自社予算を充てる場合は、日報を提出する必要はありますか？	主たる共同研究者の人的費として自社予算を充てる場合は、報告書を提出する必要はございません。	B002
-	6月16日	誓約書提出にあたり 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料の添付が必要となりますが 1. 役員全員の氏名及び生年月日が必要でしょうか？ 2. 会社の印を押した自社形式の書類でよろしいでしょうか？	役員全員分の氏名及び生年月日が必要となります。 誓約書の形式に関しては自社形式でも差し支えありませんが、様式11に記載の内容は網羅する形で作成をお願いいたします。	B003
-	6月16日	【様式3費目別の研究開発資金計画】 Ⅲ 人的費・諸謝金の項目欄に「研究員等の数」を記載するようになっています。ここで言う数は、様式2-2および2-3で示した総数とすべきであるのか、登録が必要とされない一時的な参加者（現在は未確定）および謝金等を支払う可能性がある想定協力者の総数を示すべきでしょうか？	研究員等の数については、研究開発費で人的費を措置する予定の研究参加者の人数を記載ください。	B004

C：契約等の手続き関係のご質問

掲載箇所	掲載日	質問	回答	質問No.
-	6月9日	委託研究費「直接経費」における「人件費」は、研究参加者として登録がある者（研究開発責任者および主たる共同研究者を除く）について認められるようですが、その単価は各社が有する単価を自由に用いてよいでしょうか？公的な人件費を用いる必要がありますか？	各社が有する規定上の単価を用いて頂いてかまいません。詳細に関しては研究開発契約事務処理説明書に記載のとおりです。	C-1
-	6月9日	人件費を直接経費として計上した場合、年度毎にその消費実績を示す資料の提出が必要とされますか？ 契約様式の中で、「作業月報」「作業日誌」「人件費清算書」「従事証明書」等が見られますが、研究者に対してどこまで必要とされますか？	事業年度毎に提出頂く必要がございますが、提出頂く資料は雇用形態により異なります。また、様式ごとに提出期限等は異なりますので、詳細に関しては研究開発契約事務処理説明書をご確認ください。	C-2
-	6月9日	直接経費における研究者人件費は、会社の研究予算で動くものとし、人件費については一切計上しないとする事も可能でしょうか？	可能です。 直接経費における人件費は、SIPの委託事業を実施する上で、必要な経費を計上するものと想定しておりますが、会社の研究予算を充てることを妨げるものではありません。	C-3
-	6月9日	委託契約は、土研と各機関と個別に契約されると理解しています。各機関内において支出品目間の流用はある程度可能と理解できますが、共同研究者間での予算支出の流用は可能でしょうか？SIP1期の際には、チームで契約を行っており、当初予定した予算に対して、実際の研究過程において研究機関毎に支出状況に差異が生じてきた際に、全体予算内で相互に流用を可能とされていた経緯があります。今回の場合には、ある研究開発テーマに参画する共同研究者内で調整は可能と考えてよいでしょうか。	委託契約は土研と機関ごとに個別契約を行うため、共同研究者間での予算の流用はできません。契約金額内で予算執行ください。	C-4
-	6月9日	経理処理に対して一定の労力がかかりますが、この人件費は間接経費にあたるかと考えてよいでしょうか？それとも直接人件費になりますか？	間接経費は、本研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費に充てる事が可能です。従って管理事務の必要経費として間接経費を充てることも可能です。詳細に関しては研究開発契約事務処理説明書に記載のとおりです。	C-5
-	6月9日	間接経費について例示がなされています。当社がこれまで担当した補助事業等においては、間接経費の内訳までの開示を求められておりませんでした。開示の必要がございますか？	間接経費に係る支出簿および証拠書類を土研へ提出する必要はありませんが、使途の透明性の確保の観点から、適正な執行を証明する証拠種類を整備・保管してください。	C-6
-	6月9日	公募要領のP44には「研究開発要素が含まれる場合は再委託となります。研究の一部（「主たる部分」を除く）を第三者に再委託させようとする場合は、委託研究開発事務処理説明書に基づき所定の手続きを行う必要があります。」とあり、手続きを踏めば再委託が可能と読める内容になっていますが、研究開発契約事務処理説明書（大学等用）のP24においては、「研究機関は、原則として本研究を第三者に再委託することはできません。※研究機関において“やむを得ない事情”がある場合には”事前に”土研へご相談ください。」とあります。この“やむを得ない事情”としてはどのようなケースが該当しますでしょうか。  また”事前に”、とはどのタイミング（公募期間中、受託後すぐ、等）を指していますでしょうか。	再委託については、原則禁止しておりますが、再委託の理由（やむを得ない事情）及び内容を研究機関が作成する研究開発実施計画書と確認の上、発注者（土研）が本研究の実施上特に必要であると判断した場合には、本委託研究契約の一部（主たる部分を除く）について第三者への再委託を承認する場合がありますと定めています。 再委託理由（やむを得ない事情）は、それぞれの契約の相手方毎に異なるため、一概に例示出来ないことをご理解願いただき、契約締結後に幅広くご相談いただければと思います。  再委託については、委託研究契約の一部を第三者に委託するものであり、契約締結後の手続きになります。その際、発注者（土研）の承諾が必要となりますので、書類の審査等の内部手続きの時間を考慮し、再委託を予定している場合は、契約締結後速やかにご相談いただければと思います。	C-7



掲載箇所	掲載日	質問	回答	質問No.
公募要領 P89	6月16日	なぜ、研究開発担当者（研究開発責任者・主たる共同研究者）の person 費は直接経費より支出することができないのでしょうか。	現状のルールは土木研究所の運用に基づくものとなっておりますが、頂いたご意見を参考に今後検討させていただきます。	B089-02
-	6月16日	「研究開発責任者と共同研究開発機関の主たる共同研究者の person 費は研究開発費（直接経費）として支出できません。」とのことですが、この規定ですと、たとえば、民間研究機関でSIPに関するエフォートが高い割合で勤務する研究開発責任者の person 費が支払われないことになり、不合理だと思います。 「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の person 費の支出について」（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ、令和2年10月9日）によりますと、『本申し合わせに基づき、研究機関において適切に執行される体制の構築を前提として、研究活動に従事するエフォートに応じ、PI（Principal Investigator）本人の希望により、直接経費から person 費を支出することを可能とする。』とあり、（PIの person 費の）支出額は、PIの年間給与額に、年間を通じて研究活動に従事するエフォートを乗じた額を上限として設定するとの説明があります。 公募要領の規定よりも、この申し合わせの内容の方が合理的だと思いますので、是非見直しをお願いいたします。		C-8
-	6月9日	受託単価計算に基づき person 費を算出する際に用いる「受託 person 費単価」をご教示ください。	person 費は研究機関が支払った実費、受託単価等により計上することができます。 そのうち、受託単価計算とは、研究開発機関が定める受託 person 費単価を算定する規定等に基づき person 費を計上する方法です。受託単価計算を用いて person 費を算出する際は、受託 person 費単価の算出方法を詳らかにする必要があります。 なお、適正な執行を証明する証拠書類については整備・保管ください。	C-9
-	6月16日	「研究開発契約事務処理説明書企業等用」の9ページ目には下記の記載がありますが、 person 費を算出する際には、会社が支給している時給相当の金額を実稼働時間にかけることによって算出すれば良いのでしょうか？ iv) person 費の算出方法 person 費の算出については、専従者・兼業者いずれにおいても、以下の算出方法より、いずれかを選択してください。ただし、1度選択した算出方法は、年度内に変更することはできません。 (a) 実績単価計算 研究機関が研究者に支払った給与および法定福利費を計上する方法です。検査の時に、給与台帳又は給与明細等で確認する場合があります。	頂いた質問は時給制により person 費算出を予定しているものと思慮されますが、ご質問の算出方法は一つの考え方として問題ないと考えます。 なお、 person 費の執行にあたっては、適正な執行を証明する証拠書類について整備・保管ください。	C-10
-	6月16日	person 費の計算に際し、受託単価計算を用いたいと考えているが、必要な事前手続きや書類等はございますでしょうか。	今回の応募段階にあたって、事前に必要な書類はございません。ただし、用途の透明性の確保の観点から、適正な執行を証明する証拠書類を整備・保管してください。	C-11
-	6月16日	学生へ一時的（3ヶ月未満）な単純作業に対する謝金（アルバイト料）として支出することは問題ございませんでしょうか。学業に支障をきたさないことを前提としております。	学生を雇用し、 person 費を支出することに問題はございません。ただし、大学において学生を一時的に雇用する際は兼業者扱いとなります。詳細に関しては事務処理説明書をよくご確認ください。	C-12
-	6月16日	「研究成果発表費用（論文投稿料、論文別刷費用、HP作成費用等）」につきまして直接経費で計上可能か否かを、今一度ご確認くださいませうか。	公募要領にございますとおり、当該研究の応用等による研究活動の推進に係るものである場合は間接経費として、それ以外の場合には直接経費として計上ください。	C-13
-	6月16日	受託単価計算について、「原則、同規程等に基づく受託単価による算出を認めます。」とありますが、認められない場合の例がありましたらご教示ください。	規程自体はあるものの当該事業のみに適用する規程を作成し、他の業務よりも給与・日当等の単価設定を高くする。または規程等に明確な根拠がなく裁量により支払っているなど、国費を財源とした研究費執行として不適当な場合を想定しています。	C-14
-	6月16日	「再委託に係る予算執行、計画変更、各種報告、精算等の業務遂行について、研究機関の責任において適正に対応する必要があります。」とありますが、再委託先においても「研究開発契約事務処理説明書」が適用されるという理解でよろしいでしょうか。例えば、再委託先においても、単価規程の提出や「9. 証拠書類の管理について」に定められた書類の提出が求められるという理解でよろしいでしょうか。	再委託先の行為については委託先研究機関（研究開発機関又は共同研究開発機関）の行為とみなされますので、書類の提出を含め、再委託に係る予算執行、計画変更、各種報告、精算等の業務遂行について、委託先研究機関の責任において適正に対応してください。	C-15

## D：その他のご質問

掲載箇所	掲載日	質問	回答	質問No.
-	6月5日	・ e-Radの登録が必要な人員について e-Radへの登録が必要な人員は、「研究開発責任者」と「主たる共同研究者」のみであって、その他 研究開発に参画するために人件費を計上する「研究参加者」、「主たる社会実装担当者」、「主たる課題間連携担当者」、「連絡・調整等担当者」については、必ずしもe-Radへの登録は不要という理解で誤りでないでしょうか？	e-Radには、「研究開発責任者」と「主たる共同研究者」のみの登録で結構です。	D-01
-	6月16日	主たる共同研究者にe-radでの共同研究者承諾&機関承諾が必要でしょうか	e-Rad上では共同研究者承諾及び機関承諾は必要ありません。	D-02
-	6月16日	申請から採択の間（採択以前）に共同研究者が所属する研究機関側に、何らかの対応を求められることはありますでしょうか	形式審査において「書面上で不明点がある場合は、ヒアリング調査を実施する場合があります。」（公募要領P49）で示すとおり、書面上の不明点に対する回答を求める場合があります。	D-03
-	6月16日	共同研究開発機関となる予定の自社が、他社開発のAIプロトコルが実装されたソリューション（特許取得済）上で新たに技術開発（ライセンス契約）を行う場合、プロジェクト実施後にオープン利用可能な技術としてリリースされると、他社の特許権の侵害となります。応募要領P55、56に沿って、知財委員会等における合意のもと、保護される知財の対象とすることはできますか？	他社開発技術の特許権侵害にあたるのが具体的に想定されているのであれば、応募前に特許権者とSIP事業の推進を前提とした協議・合意の上、応募していただきますよう、お願いします。	D-03
-	6月16日	共同研究開発機関となる予定の自社が従前より開発を継続していた技術（一定の成果があるが、論文等として未発表）はバックグラウンド知財権の対象に当たると考えます。SIPにおいても自社がこの領域の研究開発を継続して担当し、成果を得られた場合、応募要領上はその知財権は研究開発機関に帰属するものと読めますが、その理解でよろしいでしょうか？共同研究開発機関である自社が自社への知財権の帰属を希望する場合には、研究開発機関を含む取り決めにおいて知財権を自社に帰属させることができますか？	公募要領P56、「9.(4)フォアグラウンド知財権の取り扱い」に記載されている「発明者である研究開発責任者の所属機関（委託先）に帰属させる」の記載部分につきまして、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）「知的財産の扱いに関する運用指針」より引用した箇所であり、公募要領では包括で提案する研究開発機関に属する者を「研究開発責任者」としていたため、混乱と誤解を生じさせていました。「発明者が所属する機関に帰属する」とご理解ください。	D-04
-	6月16日	共同研究開発機関となる予定の自社は、特許申請、論文文化等をおこなってはいませんが、広報資料等で思想や価値観を表現した著作物が存在します。これは、無形ではありますが、自社のバックグラウンド知財権に属するノウハウと考えます。また、自社はこのノウハウをベースにプログラム内での研究開発を検討しています。自社のプログラム内での研究成果を、他の共同研究開発機関が応用・援用することは知的財産権の侵害に当たると考えますが、これも応募要領P55、56に沿って、他の共同研究開発機関による利用を制限あるいは禁止する取り決めを交わすことになる理解でよろしいでしょうか？あるいは、そのような取り決めなく自動的に知的財産権は保護されますか？	フォアグラウンド知財権の実施承諾に関するご質問と思料しますが、公募要領9.(5)に「他のプログラム参加者へのフォアグラウンド知財権の実施許諾は、知財権者が定める条件あるいはプログラム参加者間の合意に従い、知財権者が許諾可能とします。第三者へのフォアグラウンド知財権の実施許諾は、プログラム参加者よりも有利な条件にはしない範囲で知財権者が定める条件に従い、知財権者が許諾可能とします。当該条件などの知財権者の対応がSIPの推進（研究開発のみならず、成果の実用化・事業化を含む）に支障を及ぼすおそれがある場合、知財委員会において調整し、合理的な解決策を得ることとします。」とあります。 なお、知財委員会については、公募要領9.(1)「知財委員会は、本事業の研究開発成果に関する知財権の出願・維持等の方針決定のほか、必要に応じ知財権の実施許諾に関する調整等を行うこととなります。また知財小委員会（仮称）はサブ課題特有の事案を処理します。」とありますので、ご確認のほどよろしく申し上げます。	D-05